

令和6年9月2日

事業主各位

七尾公共職業安定所長

七尾公共職業安定所  
羽咋出張所長

### 障害者の雇用に関するお願い

初秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より七尾公共職業安定所並びに羽咋出張所の雇用の推進業務につきまして、多大なご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、障害者の雇用につきましては、法定雇用率が段階的に引き上げられ、今年4月からは従来の「2.3%」から「2.5%」へ、対象事業主の範囲も「従業員40.0人以上」となったところであり、また、令和8年7月からは法定雇用率が「2.7%」、対象事業主の範囲も「従業員37.5人以上」に引き上げられることとなっております。

当所管内の現在の雇用情勢を見ますと、本年1月に発生した能登半島地震の影響がいまだ残っており、当所といたしましても、雇用調整助成金の活用や雇用保険の給付などの取り組みにより、従業員の雇用の継続への支援を実施しているところです。

しかしながら、障害のある方が、それぞれの希望や能力を活かし、そして発揮し、職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現については、障害のある方の「できないこと」ではなく、「できること」に目を向け、その能力を発揮できるよう工夫を凝らすなど、事業主の皆様のご理解とご尽力がなければ進めることはできません。

今後につきましても、七尾公共職業安定所を中心に、様々な機関が連携し、雇用の支援を実施してまいりますので、事業主の皆様におかれましては、法定雇用率に沿った障害のある方の雇用の維持、そして人材確保のために、それぞれの能力を活用した新規雇用につきまして、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。